

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン  
異議申立手続について

2002年9月27日

(社)日本経済団体連合会  
国際協力委員会政策部会

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの不遵守にかかる異議申立手続の策定にあたり、持続可能な開発を目指す観点から、下記の点を申し入れる。

記

1. 国際協力銀行の異議申立手続は、あくまでも環境社会配慮確認ガイドライン遵守の確保を目的としたものであり、その制度の策定にあたっては、競争上優位に立つという目的、あるいは様々な政治的な目的などから濫用されることのないよう充分配慮すべきである。
2. 米国をはじめとする先進各国において海外経済協力業務と国際金融等業務で異議申立の制度が異なる現状を踏まえ、国際金融等業務に関する異議申立については、海外経済協力業務の場合と別個の制度とし、特に、わが国民間企業の経済活動を不当に阻害することのないよう配慮すべきである。
3. 国際協力銀行の異議申立手続の運用については、第三者機関の必要性を検討する前に、まずは、国際協力銀行が責任をもってこれにあたるべきである。

以上